

『介護保険の在宅サービスについて』

2016年12月22日 講師:ケアマネージャー高橋由紀



介護保険制度

平成 12 年に開始。西条市が運営。介護が必要となったとき、費用の一部を支払ってサービスを利用できる仕組み。財源は税金と保険料。

保険料について

保険料は、40 歳以上の国民が加入者（被保険者）となり納めている。そのため、保険料を滞納すると、滞納期間に応じた措置がとられ、2 年以上滞納した場合はサービスの利用料が通常 1 割のところ 3 割になったり、高額介護サービス費が受けられなくなったりする。そのため、保険料は必ず納めましょう。

サービスの利用手順

介護サービスと利用するには、西条市へ申請し、介護や支援が必要な状態であると認定される必要がある。

～申請から利用までの流れ～

①申請

サービス利用希望者は、西条市の担当窓口「高齢介護課」に保険証を持って行き、「要介護認定」の申請をする。本人または家族が申請するが、居宅介護支援事業所などの代行も可能。※当院では水都苑 1 階まで。（入院中は病院のソーシャルワーカーに相談で代行可能。）

②認定調査：訪問調査/医師の意見書

西条市の担当職員等が自宅訪問し、心身の状況など調査。聞き取りは約 80 項目ある。また、西条市や本人・家族等の依頼により、医師が意見書を作成する。ここも居宅介護支援事業所で代行可能。※当院の居宅介護支援事業所では、他院の医師診断書の依頼も OK。

③審査・判定

訪問調査の結果と医師の意見書をもとに、保健・医療・福祉の専門家による「介護認定審査会」で審査され、介護状態区分（介護を必要とする度合い）が判定される。

④認定結果の通知

原則、申請から 30 日以内に西条市から認定結果通知書と、結果が記載された保険証が届く。

要介護 1～5	介護が必要とされる人	介護サービスを利用できる
要支援 1～2	支援が必要とされる人	介護予防サービスを利用できる
非該当	西条市の行う介護予防事業(地域支援事業)が利用できる。 ※平成 29 年 4 月から「介護予防・日常生活支援総合事業」に変わります。	

⑤ケアプラン作成

・要介護 1～5 と認定された人→在宅サービスと施設サービスどちらかを選択し、どのようなサービスをどのくらい利用するのかという介護サービス計画(ケアプラン)を作成する。

・要支援 1～2 と認定された人→地域包括支援センターで介護予防ケアプランを作成する。

※サービス内容が決まったら、事業者や施設と利用の契約をする。



⑥サービスの利用

サービス事業者に保険証を提示し、ケアプランに基づいたサービスを利用。サービスを利用した際は、利用状況が分かるように、事業者がサービス利用表に記録する。

☆利用しているサービスについて、質問や困ったことがあれば・・・☆

まずはサービス提供事業者に相談ですが、
その他に、以下のような相談先もあります。

「ケアマネージャー」に相談

「西条市の介護保険担当窓口」に相談

「地位包括支援センター」や「消費生活センター」に相談

「国保連」に相談